

# 「市町村の合併の特例に関する法律」の概要

(主な改正経緯)

昭和40年3月29日 「市町村の合併の特例に関する法律」制定(10年間の時限立法)  
昭和50年3月28日 昭和60年3月30日 平成7年3月29日(それぞれ10年間延長)  
平成10年12月18日 平成11年7月8日 平成12年4月1日 平成12年12月6日  
平成14年3月31日 (平成17年3月31日までの時限立法)

## 1 趣旨(第1条)

自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

## 2 合併協議会(第3条)

- ・合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会(地方自治法第252条の2に基づく協議会)を設置
- ・会長・委員は、関係市町村の議会議員、長、その他の職員に加え、学識経験者からも選任可能
- ・住民発議による協議会の委員には、請求代表者又は同一請求代表者を加えることが可能

## 3 住民発議制度(第4条・第4条の2)

- ・有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して合併協議会の設置を請求可能  
請求を受けた市町村長は、関係市町村長の意見を聴いたうえで、議会に付議(第4条)
- ・関係市町村すべてにおいて、同一内容の請求が行われた場合には、すべての関係市町村長に、議会に付議することを義務づけ(第4条の2)
- ・議会が設置を否決した場合には、市町村長は住民投票に付することが可能
- ・市町村長が住民投票に付さない場合には、有権者6分の1以上の署名をもって住民投票を付すよう請求可能

## 4 市町村建設計画(第5条)

- ・合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成
- ・合併市町村は、議会の議決を経て市町村建設計画を変更可能
- ・住民発議による協議会では、建設計画の作成等の状況を協議会設置から6ヶ月以内に公表

## 5 市となるべき要件の特例(第5条の2・第5条の3・附則第2条の2)

- ・合併する場合に限り市制施行の要件は、人口3万以上のみ(他の要件は不要)  
地方自治法上は人口5万以上・都市的要件等を充足する必要
- ・市と市、市と町村の新設合併で要件を備えない場合でも、市となることができる。

## 6 地域審議会の設置(第5条の4)

- ・合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、新市町村長の諮問により審議又は意見を述べる審議会(地域審議会)を置くことが可能

## 7 議会の議員の定数・在任に関する特例(第6条、第7条)

(1) 新設合併の場合

定数特例を活用する場合

合併市町村の議員定数の2倍まで定数増(最初の任期のみ)とし、設置選挙を実施

在任特例を活用する場合

合併前の議員の任期を合併後2年まで延長可能

## (2) 編入合併の場合

### 定数特例を活用する場合

編入合併特例定数(増員数 = 編入先の旧定数 × (被編入の旧人口 ÷ 編入先の旧人口))  
を適用し、編入される町村を選挙区として増員選挙(次回の一般選挙まで定数増が可能)  
在任特例を活用する場合

編入される市町村の議員は編入先の最初の一般選挙まで在任。さらに次の一般選挙で  
編入合併特例定数の適用が可能

## **8 議員年金に関する特例(第7条の2)**

- ・合併がなかったならば議員共済年金の在職期間要件(在職12年以上)を満たすことになる者については、当該要件を満たしているとみなし、その者の在職期間に応じた年金額を支給

## **9 地方税の不均一課税(第10条)**

- ・合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、不均一課税が可能

## **10 地方交付税の額の算定の特例(第11条)**

- ・合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併前の合算額を下らないように算定。その後5年度については段階的に増加額を縮減

## **11 地方債の特例等【合併特例債】(第11条の2)**

- ・市町村建設計画に基づく次の事業で特に必要と認められるものは、10か年度に限り、地方債を充当(充当率95%)でき、元利償還金の一部(70%)は、基準財政需要額に算入
  - (1) 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
  - (2) 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

## **12 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例(第14条)**

- ・合併後、最初の一般選挙による任期が終わるまでの間、従前の選挙区によるか、合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることが可能

## **13 国、都道府県等の協力等(第16条)**

- ・国・都道府県は、市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- ・国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置
- ・都道府県は、市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
- ・都道府県は、市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置

## **14 合併協議会設置の勧告(第16条の2)**

- ・知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に合併協議会の設置の勧告をするときには、あらかじめ関係市町村の意見を聴き、勧告したときは、その旨公表しなければならない。

## **過疎地域活性化のための特例(過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)第33条)**

- ・過疎地域の市町村を含む合併があり、合併後市町村が過疎地域に該当しない場合でも、合併前の過疎地域の区域については、過疎法に規定する特例制度を適用

### **【新過疎法による主な特例制度】**

- ・補助率の嵩上げ(第10条・第11条)
- ・過疎債の適用(第12条)
- ・基幹道路、公共下水道等の整備に係る県代行事業(第14条・第15条)
- ・税制上の特例(第29条～第31条)